

# 小豆の安定供給に向けて

## 農林水産省政策統括官付穀物課豆類班

### 1. はじめに

豆類時報No.100 (2020年9月)<sup>1</sup>において、「小豆をめぐる事情と対応方向」として、最近の小豆をめぐる状況や課題、また、その課題解決に向けた取組について寄稿させていただきました。

本稿では、改めて豆類関連施策の概要を御紹介した上で、これら関連施策のうち令和3年産から取組を開始した「複数年契約取引の推進」を取り上げ、当該取組の背景や趣旨等について御紹介します。

本稿が、関係者の方々による実需者等と結びついた安定供給体制の構築に向けた検討の契機となれば幸いです。

### 2. 豆類関連施策の概要

前稿と重複しますが、まず、小豆を含めた豆類関連施策の概要について改めて御紹介します。

農林水産省では、

- ① 国産豆類の安定生産・安定供給
  - ② 実需者における豆類の安定調達等を通じた豆類需要の維持・拡大
- を主要な目的として各種施策を展開しています。

「生産」、「流通」、「消費」の各段階における課題とそれを踏まえた取組内容については、【資料1】のとおりです。

それぞれの内容については、前稿で御紹介しましたので、ここでは詳細を省略させていただきますが、概略は次のとおりです。

【生産】 堅調な国産需要がある一方で、長期的に国内生産が減少傾向にある現状を踏まえ、国産の豆類が合理的な価格で安定的に供給されることを目指しています。

このため、需要者ニーズに合った新たな品種開発や省力・安定生産技術の

<sup>1</sup>[https://www.mame.or.jp/Portals/0/resources/pdf\\_z/100/MJ100-02-GJ.pdf](https://www.mame.or.jp/Portals/0/resources/pdf_z/100/MJ100-02-GJ.pdf)

導入等を推進しています。

【流通】 取引価格が安定せず、実需者による安定調達が困難になっている現状を踏まえ、相場に左右されず、長期的・安定的に取引されることを目指しています。

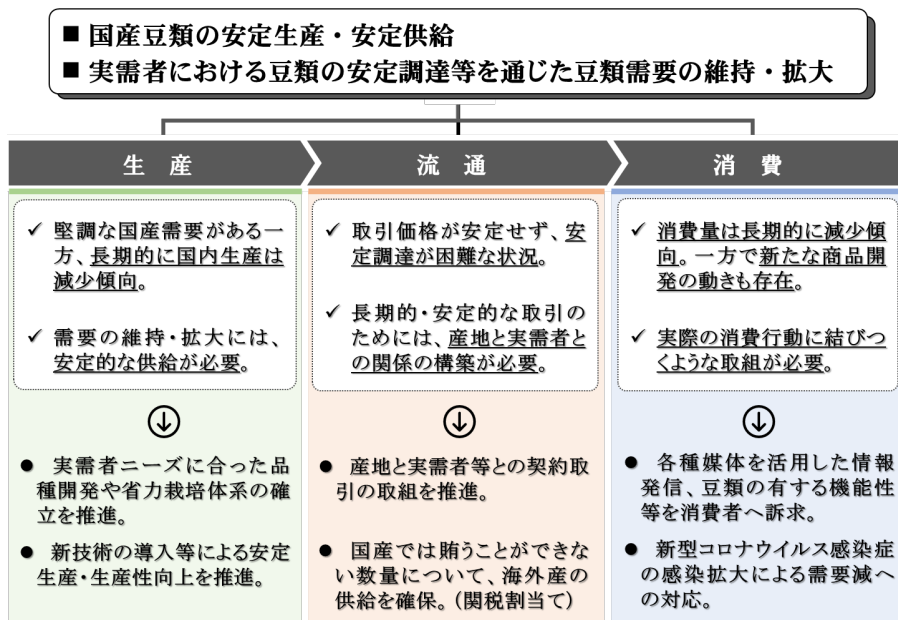
このため、産地・流通業者・実需者など関係者の結び付きが一層強化されるよう契約取引を推進するとともに、関税割当制度を適切に運用していくこととしています。

【消費】 消費量が長期的に減少傾向にある現状を踏まえ、実需者や消費者から豆類を安定して選択してもらえる環境となることを目指しています。

このため、関係団体による各種消費啓発活動の取組が継続され、一層効果的なものとなるよう、必要なサポートを行っていくこととしています。また、関係団体とも連携し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い落ち込んだ需要の回復に向けた取組も進めています。

なお、豆類の需要の維持・拡大に向けた消費啓発活動をいくら展開しても、

資料1 施策の全体像



豆類の安定的な供給がなければ、その効果は限定的にならざるを得ません。

このため、これら各段階における課題解決に向けた取組に共通したポイントとしては、いかに豆類の安定供給体制を構築するかという点だと考えています。

### 3. 複数年契約取引の推進

国産小豆の安定供給体制を構築するため、令和3年産から、豆類の作付けの維持・拡大と併せて複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を構築する取組に対して支援<sup>2</sup>を行っています。

具体的な支援要件・支援内容等は、【資料2】のとおりです。

一言で申し上げますと、一定の要件を満たす契約取引を新たに導入する場合には、取組主体（生産者の組織する団体等）に対して4,000円/10a補助するという内容です。

ここでは、(1) なぜ本取組を推進することにしたのか(取組の背景)、(2) 本取組により、どのような姿を目指そうとしているのか（取組の趣旨）、について御紹介します。

#### (1) なぜ複数年契約取引を推進するのか？

まず、この間に対して一言で回答させていただくと、「長期的に減少傾向にある小豆の需要を維持・拡大させるためには、安定供給体制を構築することが必要であり、その手段の一つとして複数年契約取引を推進することが有効」と考えたからです。

小豆の需要の減少については、他の品目と同様、食生活の変化や人口構造の変化等、多様な要因が考えられますが、小豆に限ってみれば、主要な仕向け先である菓子製品やパン製品において、小豆（餡）の他にも多様な原料の利用が考えられる中で、小豆（餡）から他の原料へ切り替わったことが主要な要因の一つとして考えられるのではないのでしょうか。

この製品原料の切替えに当たっては、製品の企画に伴い意図的に小豆（餡）以外の原料を選択されたケースももちろん考えられますが、原料の安定調達

---

<sup>2</sup>畑作構造転換事業（令和2年度補正予算）

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/r2\\_hatasaku.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/r2_hatasaku.html)

資料2 複数年契約取引の推進

小豆・いんげんの安定供給に向けた取組を推進するため、豆類の作付けの維持・拡大と併せて複数年契約取引の取組を支援

補助対象となる契約取引

- ✓ 病害抵抗性を有することが確認されている品種を対象に播種前に取引契約を締結していること
- ✓ 複数年（2年以上）の取引契約を締結していること
- ✓ 契約書において、①品種、②取引数量、③取引価格が定められていること
  - 〔注〕取引価格については、金額が明記されている必要。幅を持たせた価格設定の場合には、4,000円/60kgを超えない範囲内の価格幅となっている必要。
- ✓ ①受益農業従事者、②事業実施主体、③実需者等の三者が契約主体となっていること
  - 〔注〕三者契約ではない場合には、豆類の売渡しと買入れに係る三者間の関係を契約書上、明らかにする必要がある。

補助対象品種

小豆	・きたのおとめ	・しゅまり	・きたろまん
	・きたあすか	・ちはやひめ	・エリモ167
	・とよみ大納言	・ほまれ大納言	・きたほたる
いんげん	・大正金時	・北海金時	・福勝
	・福良金時	・福寿金時	・かちどき
	・秋晴れ	・きたロツソ	・福白金時
	・姫手亡	・雪手亡	・絹てぼう
	・福うずら	・福虎豆	・大白花

補助額の算定方法

$$\text{補助額} = \frac{\text{（事業実施年産の契約取引数量－前年産の契約取引数）}}{\text{補助対象品種に係る地域の平均単収}} \times 4,000\text{円}/10\text{a}$$

への懸念からやむを得ず小豆（餡）以外の原料を選択されたケースも少なくないと考えています。

実際に、30年産小豆の取引価格が高騰した際、「今の国産小豆の価格では採算が合わず、海外産小豆に切り替えるしかない。」「国産小豆を安定的に調達できる見通しが立たず、一部商品を休売せざるを得ない。」等の実需者の方々の声を伺いました。

このような30年産小豆の取引に限らず、これまで程度の違いはあるものの、小豆（餡）の使用に当たっては、こうしたケースが幾度となく生じてきたのではないかと考えます。かつて「赤いダイヤ」と呼ばれたように、小豆に価格の乱高下は付きものだと言ってしまえばそれまでですが、繰り返される価格の高騰や調達への不安の影で失われてしまった需要も多く存在しており、こうした状況から脱却する必要があると考えています。

また、現在、海外産の小豆については、関税割当制度<sup>3</sup>により、国内生産で

<sup>3</sup>[https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t\\_kanwari/01/](https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/01/)

賄うことができない数量に限り、低関税での輸入が可能となっています。近年、TPP11などEPA/FTAの締結が世界的に進んでいますが、いずれの貿易交渉においても、小豆の関税割当制度は維持されています。

ただし、この関税割当制度が維持されていれば、国内需要が無条件に維持されるということでは決してありません。関税割当制度により、海外産の小豆が必要以上に輸入されることを防ぐことはできますが、関税割当制度が将来的な国内の小豆需要の維持を保証するものではないからです。

需要に応じた小豆の生産・供給が継続され、実需者が小豆を安定的に調達でき、継続的に小豆製品が製造・供給されることによって、初めて需要の維持・拡大に繋がっていくと考えています。

このように、小豆需要の維持・拡大には、需要を捉えた品質・価格帯での安定供給が不可欠となっており、生産者→集荷・流通業者→実需者という一方向の流通ではなく、実需者の求める小豆の情報や産地側の意向等が相互に伝達されるよう、コミュニケーションを図り、関係者の結び付きを着実に進めていくことが有効ではないかと考えており、その手段の一つとして複数年契約取引を推進することとしたところです。

## (2) 複数年契約取引の推進により目指そうとする姿とは？

複数年契約取引を推進することにより、生産者サイド、実需者サイドの双方において、再生産・安定生産可能な形で小豆が取引される姿を目指しており、実需者の方々が今まで以上に小豆を容易に取り扱うことができる環境を整えることができれば、自ずと小豆需要の拡大にも繋がっていくのではないかと考えています。

この目指そうとする姿の実現に向け、今般の支援に当たっては、【資料2】にあるとおり、複数の要件を設けました。このような要件設定は、かえって複数年契約取引の取組に当たっての障害になるのではないかとのお見込みもいただきましたが、それぞれの要件については、いずれも目指そうとする姿の実現には不可欠なものと考えております。ここでは、これら要件のねらいについて、簡単に御紹介します。

小豆の生産については、

- ① 天候不順や病害虫の発生等による収量の変動
- ② 取引価格や他品目の作付動向等に応じた作付面積の変動

が付きものであり、これらの要因が相まって年々の供給量の変動をもたらしています。

このため、今般の複数年契約取引の取組を推進する中で、これらの変動リスクを可能な限り排除したいと考え、今般の要件を設定したところです。

具体的には、

- ① 収量の変動に対しては、病虫害抵抗性を有することが確認されている品種を導入すること
  - ② 作付面積の変動については、複数年（2か年以上）にわたる契約であり、かつ、取引価格を予め設定した契約を締結すること
- により、それぞれの変動リスクの低減を図ろうというものです。

また、小豆の取引には多様な形態がある中で、②の契約締結に当たっては、個々の生産者も契約主体となる形での契約締結を求めることにしました。上記の変動リスクの低減を図るには、個々の生産者も含めた形での取組とならなければ、本当の意味での安定に繋がっていかないと考えたためです。

今般の支援策が契機となり、生産者サイドにおいては小豆の安定供給について、実需者サイドにおいては小豆の安定調達について、改めて御検討いただくことを期待しています。

#### ● 4. おわりに

令和3年産小豆に係る複数年契約取引の取組に関し、先般、事業計画のとりまとめを行いました。本取組については、まだ一部に留まっている状況です。事業計画のとりまとめ過程において、

「本取組に当たっては、検討期間が短く、関係者の合意形成まで達しなかった。」

「支援要件に合致しなかったため、取組を断念した。」

等の御意見もいただきました。

複数年契約取引の取組については、中長期的に取り組んでいくべき課題と考えていますので、引き続き、関係者の御意見も踏まえつつ、継続して推進していきたいと考えています。その際、状況が許せば生産者と実需者との交流機会の設定等、様々な方法により、産地と実需者等との結び付きの強化を図っていききたいと考えています。

また、5月現在、三度目の緊急事態宣言が発令されているなど、引き続き、

新型コロナウイルス感染症による影響が多方面に及んでいます。小豆についても土産物等を中心に需要の減少が継続していると認識しています。

このような中、小豆の主要な用途である菓子類の需要回復のため、菓子関係団体が行う各種販売促進活動の取組の支援等を行ってきました。一方、産地では、需要が落ち込んでいる和菓子メーカーを支援するため、国産小豆を使用した和菓子を生産者の方々等が共同で購入するという取組が行われたとお聞きしています。

加えて、今年度、パン製造事業者7社において、国産小豆を使用した新たなパン製品等の販売促進活動を全国的に展開いただくなど、新たな需要創出の動きも出てきています。

さらに、実需者の中には、海外産へ切り替えた小豆商品について再び国産に戻すという動きも出てきています。

今後とも時々の状況に応じて必要なことは何かを考え、引き続き、関係者の方々とともに小豆需要の維持・拡大の取組を着実に進めていきたいと考えています。